

会 議 録

会議の名称	第55回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和8年1月22日(木) 10時00分から 11時10分まで
開催場所	和泉市役所別館3階 3-4会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：総務部長、(契約検査室)室長兼検査担当課長、総括主幹、主任計4名
会議の議題	<p>1. 報告案件</p> <p>(1) 前回の振り返りについて</p> <p>(2) 入札・契約手続きの運用状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">①工事関連業務委託に係る和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の改正について</p> <p style="padding-left: 20px;">②大型解体工事に係る和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の改正について</p> <p>(3) 指名停止について</p> <p>(4) 再苦情処理の状況について</p> <p>2. 審議案件</p> <p>(1) 工事等の入札方法別抽出事案審議</p> <p style="padding-left: 20px;">和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和7年8月1日から令和7年11月30日までの工事等入札案件)</p>
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()

その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>1. 報告案件</p> <p>（1）前回の振り返りについて 委員長～案件の内容について説明願う。 事務局～前回の指摘事項は特にありません。 委 員～質疑なし</p> <p>（2）入札・契約手続の運用状況について</p> <p>①工事関連業務委託に係る和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の改正について</p> <p>委員長～案件について説明願う。 事務局～工事関連の業務委託について、設計金額の一部を控除して予定価格としていたため、予定価格を設計金額と同額とするとともに、最低制限価格の算出方法を暫定的にこれまでと同率となるよう、令和7年4月25日付けで本要綱の改正を行った。今回、改めて最低制限価格算出方法の見直しを行ったものである。</p> <p>委 員～これまでの算出方法と、新しい算出方法で、最低制限価格率は変わるのか。 事務局～変わってくる。 委 員～どの程度変わるのか。 事務局～案件ごとに変わってくるが、これまでより若干上がると想定している。これまで、設計金額により、設計金額の76.8%又は75%であった。新しい算出方法では、設計金額の75%から80%程度になると思われる。</p> <p>委 員～算出額が上がると、業者の利益が大きくなるということか。 事務局～その通りである。</p> <p>②大型解体工事に係る和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の改正について</p> <p>委員長～案件について説明願う。 事務局～設計金額が税込で9,000万円以上の解体を主とする工事については、予定価格の75%を最低制限価格としていたが、他工種と同様の算出方法とするよう改正を行ったものである。</p> <p>委 員～質疑なし</p> <p>（3）指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止業者 2者 <p>委 員～質疑なし</p> <p>（4）再苦情処理の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理案件 該当無し 	

委員～質疑なし

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和7年8月1日から令和7年11月30日までに入札・契約した77件のうち、委員が抽出した10件について説明

・制限付一般競争入札案件（8件のうち、2件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上、その他工事については設計金額が3,000万円以上の工事が対象工事となる。

- ① 中央受配水場配水池屋上防水改修工事
- ② 北西部こども園整備機械設備工事

委員～①について、入札参加資格としてどのような条件のもと参加が1者となったのか。

事務局～主な入札参加資格としては以下のとおり。

- ・市内業者・準市内業者の場合、希望業種が「防水工事」であること
- ・市外業者の場合、希望業種が「防水工事」で、「防水工事」の経営事項審査の総合評定値が550点以上であること
- ・過去15年間に、防水工事で請負金額500万円以上の元請の完成工事実績があること。
- ・過去15年間に、防水工事で請負金額500万円以上の監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして着工から工事完了まで従事した経験を有する者を配置できること。

参加業者が1者となった理由は、一般競争入札で、市外業者を含めて広く公募を行ったが、発注が少ない工種であるため、案件があることを把握していない業者が多かったものと推測している。

委員～登録業者は少ないのか。

事務局～「防水」で登録している業者は、市内業者で5者、市外業者は20者程度である。案件があることを把握してもらえる方法について検討したい。

委員～②について、不調となりその後に指名競争入札としているようであるが、どのような経過か。

事務局～制限付一般競争入札を実施したところ、2者の申請があったが、全者事前辞退により入札不調となった。こども園開園までのスケジュールを考慮し、入札参加条件を緩和のうえ、入札参加希望調査を実施し、参加希望業者を全者指名しての指名競争入札を実施したものである。

委員～不調の理由は何か。

事務局～発注時期の関係で技術者がいないということが大きい。

委員長～制限付一般競争入札案件の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・公募型指名競争入札案件（56件のうち、4件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ③ 府中団地1号線道路舗装工事
- ④ 史跡池上曾根遺跡第2期整備工事
- ⑤ 信太山丘陵里山自然公園トイレ新築機械設備工事
- ⑥ 室堂町内道路整備工事

委員～③について、中止となった理由は何か。

事務局～工期に誤りがあったことが判明したためである。

委員～いつ誤りが判明したのか。

事務局～事業者を指名した後の積算期間中に判明した。

委員～なぜ誤った工期となったのか。

事務局～システムにおける事務誤りにより、別工事の工期を設定してしまったものである。

委員～④について、中止となった理由は何か。

事務局～積算に誤りがあり、本工事の設計金額が最新の単価ではなく、古い単価を使用していたことが判明したためである。

委員～いつ誤りが判明したのか。

事務局～事業者を指名した後の積算期間中に判明した。配布資料に設計年月の記載があり、古い年月となっていることについて業者より指摘があったものである。

委員～⑤について、落札業者と他の業者の入札額に開きがある理由は何か考えられるか。

事務局～本工事は、工種ごとに分離発注を行ったもののうちの機械設備工事である。分離発注では、全体の工事期間中に技術者の配置が必要であったり、他工種の受注業者との工程調整等が必要になるといった特徴もあり、これらの事情を考慮して事業者が積算した結果、金額に差が出たものと想定している。

委員～技術者の拘束期間等にも影響するのか。

事務局～工期中の打ち合わせ等にも参加する必要があるため、単独の工事よりも拘束期間は長くなる。

委員～⑥について、中止となった理由は何か。

事務局～入札に際し、工事内容・工事で使用する材料・数量を記載した参考資料を配布している。本来は、市が設定している積算金額の情報は記載しないが、誤ってそれらを記載した状態で配布してしまったために入札を中止したものである。

委員～いつ誤りが判明したのか。

事務局～事業者を指名した後の積算期間中に業者からの指摘により判明した。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認めるが、市の事務処理の誤りにより入札中止案件が複数発生している。いずれも単純な事務ミスであり、特に積算金額の情報を記載した案件については容易に誤りに気付けるものである。事業者からの指摘で判明するようなことは避けなければならない。このようなことが起こらないようにすること。

事務局～案件の発生を受けて、チェックの可視化の観点から、誰がどの段階で何をチェックするのかのチェックリストの作成や手順の見直しなどを行った。今後も、再発防止に務めていく。

・指名競争入札案件（9件のうち、3件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ⑦ 坪井町配水管移設工事設計業務委託
- ⑧ 坪井町配水管移設工事設計業務委託（再入札）
- ⑨ 北西部こども園整備機械設備工事

委員～⑦⑧について、事前辞退が多かった理由について何が考えられるか。

事務局～辞退業者にヒアリングを行ったところ、この時期においては、設計業務に従事可能な技術者の確保が困難であることが辞退理由の1つとしてあげられており、入札時期が遅かったことが主な原因と考えている。

委員～⑧について、1者がかろうじて入札してくれたということか。

事務局～当初の入札では、水道設計が得意な事業者を選定したが、中止を受けて行ったヒアリングで、橋へ添架する管についてはこれらの事業者では難しいという意見があったことから、橋に関して得意な事業者を選定し、落札されたものである。

委員～⑨について、業者選定理由に経営事項審査点を採用した理由は。

事務局～経営事項審査点は、経営状況、経営規模、技術力、技術者数等から評価基準に基づき会社を一律の基準で点数化しているものであるため、一定以上の履行能力を有する事業者を選定するという意味合いから採用している。本工事では管工事における経営事項審査点900点以上を入札参加条件の1つとしている。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件（4件のうち、1件）

- ⑩ 平井倉之上線緊急対策工事

委員～⑩について、どのような緊急性があったのか。工事の具体的な内容はどのような

ものか。

事務局～道路を支える法面が洗堀されており、放置することで道路が崩壊するおそれがあったことから緊急工事を行ったものである。工事内容としては、洗堀された箇所に土嚢を詰め、法面保護を行うことにより応急復旧を行った。

委員～業者選定はどのように行ったのか。

事務局～大阪府発注の工事の請負業者が施工中に発見して通報があったものであり、同じ区域で工事を施工中であった当該業者を選定したものである。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上